

# 役員・社員行動規範

新規制定：2011年10月01日

株式会社 新世紀システムズ

役員・社員は、次に掲げる事項を誠実に遵守して行動しなければならない。

1 法令および規則の遵守

役員・社員は、担当する職務を規制する法令および会社の就業規則を誠実に遵守して、その職務を遂行しなければならない。

担当する職務を規制する法令または会社の就業規則の内容が明らかでないときは、良識と常識をもって対処し、または、上司の指示命令を求めなければならない。

2 権限の適正行使

役員・社員は、職務上の権限を職務のために適正に行使しなければならない。いかなる理由があっても権限を濫用するようなことがあってはならない。

3 不正な利益取得の禁止

役員・社員は、職務上の権限または地位を利用して、不正に個人的な利益を得てはならない。取引先などから、社会常識を超える接待を受け、または、金銭・物品を受け取ってはならない。

4 不正な利益供与の禁止

役員・社員は、取引先・公務員・政治家・株主等に対して不正に利益を供与してはならない。

5 営業秘密・個人情報の漏洩禁止

役員・社員は、在職中はもとより退職後も、職務上知り得た会社の営業上の秘密およびお客様の個人情報を他に洩らしてはならない。

6 基本的人権の尊重

役員・社員は、他の役員・社員の基本的人権を十分尊重しなければならない。宗教、信条、国籍、性別、身体障害または年齢を理由として、他の役員・社員を差別的に取り扱ってはならない。

7 セクシャルハラスメントの禁止

役員・社員は、他の役員・社員に対して、性的な嫌がらせをしてはならない。また、性的な言動によって職場環境を乱してはならない。

8 職場の安全・衛生

役員・社員は、職場の安全と衛生に十分配慮して職務を遂行しなければならない。効率化とコストの削減を理由として安全・衛生への取り組みをおろそかにしてはならない。

付則

- 1 この行動規範は、すべての役員および社員に適用する。
- 2 すべての役員および社員は、毎年10月に、この行動規範を遵守する誓約書を社長宛てに提出しなければならない。
- 3 この行動規範に違反した場合には、役員規程または社員就業規則の定めるところによる処分となる。
- 4 他の役員・社員がこの行動規範に違反する行為をしていることを知ったときは、本人に対してその行為の中止を勧告するか、または、会社に通報しなければならない。
- 5 この行動規範の改訂は、取締役会の決議による。
- 6 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

## ■ 改版履歴

版数	制定/改訂日	該当頁/ 該当項目	制定理由/改訂の要点	承認	作成
初版	<b>2011/10/01</b>	全頁	新規作成		